

## T A N G O O P E N 認定審査委員会設置規定

### （組織及び運営）

第1条 T A N G O O P E N 認定事業実施要項第4条の規定により設置するT A N G O O P E N 認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営について定める。

### （任務）

第2条 審査委員会は、次の事項について審議、決定する。

- （1） 事業者の認定に関する事項
- （2） 前号に掲げるもののほか、審査委員会において必要と認める事項

### （組織）

第3条 審査委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識を有する者その他丹後ちりめん創業300年事業実行委員会委員長が必要と認める者のうちから、実行委員会委員長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、審査委員会の発足当初の委員の任期は、平成33年3月31日までとする。
- 4 委員の再任は妨げない。

### （委員長）

第4条 審査委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

### （会議）

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 審査委員会の会議は、委員の過半数（代理人若しくは委任状を含む）が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 審査委員会は、審議するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### （庶務）

第6条 審査委員会の庶務は、丹後ちりめん創業300年事業実行委員会事務局において処理する。

### （委任）

第7条 この規定に定めるもののほか審査委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この規定は、平成30年8月10日から施行する。

委員名簿

玉田 泉	株式会社オフィス泉 代表取締役
佐藤 としひろ	株式会社佐藤商品開発 代表取締役
北川 一成	グラフ株式会社 代表取締役
徳光 次郎	モノコトコレクション株式会社 代表取締役